



令和 8 年度診療報酬改定

参議院議員・薬剤師 神谷政幸

この度、令和 8 年度診療報酬が改定されました。調剤報酬の改定要点には「地域の医薬品供給拠点としての役割を発揮するための評価体系」「安心・安全で質の高い医療の推進のための薬局・薬剤師業務の対人業務における評価」の見直しが挙げられています。前者は『患者のための薬局ビジョン』（平成 27 年 10 月 23 日厚生労働省）で示された、医薬分業の基本的な考え方である「門前」から「かかりつけ」そして「地域」への拡充という目標に向け、それをさらに前進させるため、調剤基本料の見直しをはじめ、地域支援体制加算と後発医薬品調剤体制加算の評価の統合、在宅薬学総合体制加算の要件強化・評価の引上げなどが行われています。

また、後者については、かかりつけ薬剤師の包括的評価から実績重視の評価への転換や、薬局薬剤師による在宅患者訪問薬剤管理指導を促進するための評価が行われ、このほかには昨今の物価高騰および賃金上昇（ベースアップ）に対応するための評価が新設され、薬局従業員の処遇改善の実現が期待されています。

令和 8 年度診療報酬改定は、医科・歯科・調剤の全体でプラス 3.09%という状況の中で、度重なる薬価改定に加えて、薬局によっては処方箋の応需状況、環境・立地条件などの違いによって厳しい内容となっている部分はあるかと存じますが、本改定は、地域住民そして患者さんのため、地域医療における医薬品供給体制拠点としての責務を担う薬局・薬剤師の皆さんの役割が極めて重要であることを示しているものと思っています。私も地域医薬品提供体制を担われる薬局・薬剤師の皆様と力を合わせ、より良い未来を築いていけるよう尽力してまいります。